

第7回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 4月 10日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時25分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野 博史
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午前10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第7回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

○報告事項

新教育委員の任命について

委員長 初めに、教育長から報告事項を聴取します。

教育長 それでは、私から報告事項を申し上げたいと思います。
谷田泰委員さんが、3月31日をもちまして任期満了に伴いご退任されました。
かわりまして、松澤智昭委員が、3月26日開催の区議会本会議におきまして、板橋区教育委員会委員としての同意を得て、4月1日付で区長から教育委員に任命されたことをご報告申し上げます。

委員長 それでは、松澤委員にご挨拶をお願いいたします。

松澤委員 4月1日より教育委員に任命されました松澤と申します。
先日まで小学校のPTAをやっておりましたので、現場の声といいますか、そのような意見も反映できればと思っております。

また世間で、「花育」といわれていますが、自分の仕事も、花の生産をしています。花を育てることを通じて、子供たちとともに花を育てるというようなことをやってきていたので、そのようなことを生かせればと思っております。

そして、地域の方で色々と行事などもやってきたうえで、地域、そして学校として保護者を連携して、やっていきたいと思っております。

また、子供たちに、そういった地域、学校・保護者の連携の大切さというのを伝えていけたらと思っておりますので、これからもよろしく願いしたいと思っております。

子供たちに、そういった地域、学校・保護者の連携の大切さというのを伝えていけたらと思っておりますので、これからもよろしく願いしたいと思っております。

委員長 色々とお仕事もお忙しいことかとは思いますが、是非、そのPTA会長の経験を生かしていただくとともに、子供たちのためにご尽力いただきたいと

思います。よろしくお願ひいたします。

さて、席次ですが、今、お座りの席でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員 長 それでは、委員の紹介をいたします。
高野委員。

高野 委員 よろしくお願ひいたします。

委員 長 青木委員。

青木 委員 よろしくお願ひいたします。

委員 長 橋本教育長。

教育 長 よろしくお願ひいたします。

委員 長 私は別府でございます。よろしくお願ひいたします。

○議事

日程第一 教育委員長職務代理者の選任について

委員 長 それでは、議事に入ります。日程第一 教育委員長職務代理者の選任についてを議題といたします。

谷田委員のご退任により委員長職務代理者が欠員になっておりますので、新たに選任する必要があります。

委員長職務代理者の選任方法は指名推薦の方法でよろしいか、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 異議がないものと認めます。
それでは、私から指名することよろしいか、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 異議がないものと認めます。
それでは、委員長職務代理者として高野委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議がないものと認めます。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に定める委員長職務代理者として、高野委員を選任いたします。

それでは、高野委員にご挨拶をお願いいたします。

高野委員 高野でございます。

経験豊かな谷田委員の後をとということで大変不安な面もありますが、今まで同様、一生懸命努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 よろしくをお願いいたします。

ここで、新しく課長さんが人事異動で変わられた方もございますので、次長の方から紹介をお願いいたします。

次長 それでは、人事異動につきましては既に前回の委員会で報告させていただいておりますが、本日から新しい課長が着任して、出席させていただきますのでご紹介させていただきます。

榎木学務課長・統括課長でございます。

学務課長 学務課長の榎木と申します。よろしくお願いいたします。

次長 続きまして、新部新しい学校づくり担当課長でございます。

新しい学校づくり担当課長 新部でございます。よろしくお願いいたします。

次長 続きまして、水野学校配置調整担当課長でございます。

学校配置調整担当課長 水野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次長 よろしくをお願いいたします。

委員長 新しい課長の皆さん、よろしくお願いいたします。

役所は人事異動で交代すると、その日からベテランになって答弁しなければいけないので、なかなか大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議事

日程第二 議案第23号 平成27年度区立小・中学校使用教科書の採択について

(指導室)

○議事

日程第四 議案第25号 平成26年度教科用図書審議会への諮問について

(指導室)

委員長 それでは、議事に入ります。日程第二 議案第23号「平成27年度区立小・中学校使用教科書の採択について」、日程第四 議案第25号「平成26年度教科用図書審議会への諮問について」は教科書の採択に関する議案なので、一括して次長と指導室長から説明願います。

なお、日程第三 議案第24号については、人事案件のため非公開にし、議事進行の都合上、委員会の最後に審議を行うこととします。

次長 それでは、議案第23号と第25号について、ご説明いたします。

まず、第23号の方でございます。

平成27年度区立小・中学校使用教科書の採択について。

上記の議案を提出する。

平成26年4月10日。

提出者は、橋本教育長でございます。

平成27年度区立小・中学校使用教科書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第6号により、平成27年度区立小・中学校使用教科書の採択について、下記のとおり提案する。

1、採択事項。

- (1) 平成27年度区立小学校使用教科書。
- (2) 平成27年度区立中学校使用教科書。
- (3) 特別支援学級使用教科書（一般図書）。

2、採択期限。

平成26年8月31日でございます。

続きまして、議案第25号でございます。

平成26年度教科用図書審議会への諮問について。

上記の議案を提出する。

平成26年4月10日。

提出者は、橋本教育長でございます。

平成26年度教科用図書審議会への諮問について。

平成26年度教科用図書審議会へ下記のとおり諮問する。

諮問内容については、別紙のとおりでございます。

諮問日は、平成26年4月14日。

提案理由でございますが、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則に基づき、教育委員会が平成27年度使用教科書の適正かつ公正な採択を行うためでございます。

詳細については、指導室長から説明いたします。

指導室長 では、よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭にお話しさせていただきたいことですが、教育委員の皆様方、それから教育長は、これ以降、8月31日までは、教科書関連の関係の方との接触は避けていただきたいということで、お願ひしたいと思っています。

それでは、まず、議案第23号でございます。

来年度使用します小・中学校教科書の採択についてということでございます。

まず、お手元でございます「義務教育学校用教科書の採択について」、冊子になってございますものをご覧ください。

めくっていただきまして、1ページ目ですが、教科書の採択権限ということでお話しさせていただきます。

区市町村立の学校につきましては、区市町村の教育委員会が採択するという規定になっております。

義務教育諸学校の教科書の採択については、板橋区教育委員会が任務ということになっていて、ここの2番の(1)にありますとおりの内容でございます。

板橋区としては、東京都教育委員会の指導・助言を受けて、板橋区立の小学校と中学校、それから特別支援学校 天津ですね、特別支援学級固定級、これらの教科書を自らの責任と権限で採択するということになっています。

採択の方法については、1ページの一番下ですが、各教科の種目ごと、小学校の教科は、実は9教科あります。国語から始まって、社会、算数、理科、生活科、音楽、図工、体育、家庭、これだけございますが、種目というのは、例えば国語では、これは今、国語の教科書がありますけれども、いわゆる国語の教科書と、これ以外に書写。それは種目としては別種目なので、国語は、1教科ですけれども2種目あります。

同様に、もう一個の種目があるのは地図です。社会科の教科書とは別に地図というものを子供たちに渡していますが、いわゆる「地図帳」と言っているのは教科書に当たります。これは種目が別です。9教科11種目を小学校の場合は選ぶことになります。それ以外に、特別支援学級用のものが選ばれるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2ページ目には、採択の時期、採択年度、採択地区、教科書センター云々のことが書いてございます。先ほど説明がありましたように、採択の時期につきましては、利用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならない。

つまり、平成27年度の教科書は今年の8月31日までに採択を終えて、都教委に報告することになっております。

(7)にある教科書センターですが、板橋区では、フレンドセンターの建物内に教科書センターが設置されておりまして、そこで法定展示、特別展示というのがございますが、それを行っております。

3ページ目は、今の採択全体の仕組みですが、板橋区の中では、この黒四角の枠囲みの中です。

この教育委員会の中で、下に矢印で「諮問」となっていますが、この審議会というところに諮問をすることになります。これは、後ほど、またご説明します。

審議会の中で、諮問を受けたものについて、区立学校や教科用図書調査委員会に、どこ社の教科書はこういう特徴があるということの調査を依頼します。その調査依頼を報告したものに基づいて、審議会では同時に行われています教科書センター等での区民からのアンケートを集計して、教育委員会、この会に答申をするというのがこの流れでございます。

続いて、4ページでございますけれども、これは事務規則でございますが、今話していたような内容のことが書かれてございます。

5ページは、事務の実施要領でございますので、ここは説明を省略させていただきます。

今年度については、小学校の教科書の採択年度に当たっておりますので、次の7ページをスケジュールとして見ていただきたいと思います。

本日が4月10日。後で、議案第25号で諮問していただきますが、それを受けまして、4月14日に第1回審議会を開催する予定でございます。

この後、先ほどの調査研究が行われるように、5月7日をスタートに、5月30日までがそれぞれの調査研究をする期間になっております。

第2回の審議会は、調査研究が終わった後の6月6日に行いまして、この後、教科書の展示会、調査研究などの意見集約を行って、7月4日に第3回審議会を迎える。

この第3回審議会で答申の形ができ上がりますので、7月10日の教育委員会、ここで答申が出されるという予定になっております。

その後、それらの資料に基づいて、教育委員会で審議をいただいて、採択を決定いただくということになります。

このスケジュールの中で、8月14日に教育委員会が入ってございますが、この教育委員会は少し前倒しをしたいというように考えております。

日程調整は、後で庶務課の方でしていただくこととなりますけれども、7月の下旬ごろまでには採択の結果を決めるというように考えております。

それから、最後、8ページでございますが、今お話ししました概略の流れを全体の流れとして示したものですので、これについては省略させていただきたいと思います。

なお、中学校につきましては、今年度は採択年度ではありませんので、来年度いっぱいまでは前回採択したものを使うことになっておりますので、来年度の中学校の教科書採択は今回と同じような流れで進みますということで、中学校は今の教科書を来年度も継続して使います。

特別支援学級使用の教科書でございますけれども、これは毎年度採択することになっております。

こういった一般的に使っている教科書以外にも、特別支援学級の子供さんについては、障害の程度に合わせて、文部科学省のつくる、いわゆる「星本」と言われている検定教科書以外にも、図鑑であるとか絵本を教科書として認定することができます。その採択についても、今年度は、昨年どおり行ってまいります。

次に、議案第24号ですが、先ほど話がありましたとおり、審議会の委員に関

する内容ですので非公開ということで、後ほどご説明させていただきます。

最後に、議案第25号でございますが、教科書審議会の諮問について。

今日、諮問していただきまして、4月14日の審議会にこれを諮っていただく。

審議会の諮問につきましては、板橋区立学校教科用図書採択事務規則の第3条の2項に基づきまして行うことが4点ございます。

1点目は、採択基準の策定。

2点目は、調査研究の方針あるいは方法。

3点目は、調査研究の実施。

4点目は、調査研究結果及び区民意見・学校調査結果の整理。

この4点を諮問するような形になります。

諮問の案につきましては、資料にあるとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

非常に分かりづらいようなことだとは思いますが、どうぞ。

青木委員 個人的なことで恐縮なんですけれども、これから接触を避けるという、教科書販売の業者の、後で範囲ですとか、何かをお知らせいただけるとありがたいなと思っております。

大学関係で、専門図書の業者なんかが結構出たり入ったりしているものですから、それも含めて十分注意してやらないと。

指導室長 規定として「接触してはいけない」という規定があるわけではないですが、これは学校も同様ですけれども、教科書関係の者は立ち入りを禁ずるというぐらいに、学校には話をしております。

どうしても、教科書採択に関わらない、仕事上で接触しなければならないことは、これは仕事に支障が生じては困るので、それは構わないと思っておりますが、極力そうでない、何か言いに来る方がいるものですから、そういうものは極力断っていただくということでお願いいたします。

青木委員 分かりました。ありがとうございました。

委員 長 先生のところはあれですものね。小・中学校の教科書の会社とは全然、別ですよ。

青木委員 ただ、取り扱っているようなところがあつたりするとまずいかなと思ったものですから。その辺の知識がまだ十分ではないので、伺っておきました。

指導室長 いわゆる営業の方が回ってくることは無いとは思いますが、どうぞ。

青木委員 どちらかというを書いてくれという感じですから、可能性は低いと思います。

指導室長 あとは、これらの物、これは今、国語を扱っているものですが、国語だけでも何社もありますので、それが教育委員の先生方のお宅に運ばれます。その中で、板橋区の子供のために、この教科書会社が適切であろうというものを選んでいただくこととなります。

全ての教科書で段ボール2箱ぐらいのサイズになりますので、教育委員の方々、それから教育長は、独自に自分でも見ていただいて、さらに審議会の情報を得て決定いただくという形です。

高野委員 伺いたいのですけれども。このスケジュールのところ、6月の特別展示と、それから法定展示というのがあるのですけれども、これは。

指導室長 法定展示というのは、通常、教科書は、こういう教科書を使っていますよというのを見せることになってはいますが、今年度は採択年度ということなので、特別に展示する期間を長く取っている理由がございます。

高野委員 では、私たちはそれを見ることがあるので、この展示期間でなくても、教科書は見る事ができる。

指導室長 そうです。ご自宅に行きます。

高野委員 はい。分かりました。

委員長 その展示というのは、発行されている教科書全部を提示するんですね。

指導室長 はい。平成27年度から使うということで、文部科学省の検定が通ったものは全部ありますので、委員の先生方のお宅に送られるものと同じものが全部区民の方にも展示されている。

委員長 基本的には、例年どおり同じやり方ですね。

指導室長 はい。

委員長 ほかにご質問などがあれば、どうぞ。
よろしいですか。

(はい)

委員長 では、お諮りします。日程第二 議案第23号及び日程第四 議案第25号に

については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第五 議案第26号 教育財産の用途廃止について

(新しい学校づくり担当課)

委員長 日程第五 議案第26号「教育財産の用途廃止について」、次長と新しい学校づくり担当課長から説明願います。

次長 それでは、議案第26号。

教育財産の用途廃止について。

上記の議案を提出する。

平成26年4月10日。

提出者は、橋本教育長でございます。

教育財産の用途廃止について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項により、教育財産の用途を廃止する。

1、対象教育財産。

板橋区立大山小学校。

2、廃止する財産。

(1) 土地4,028㎡。

(2) 建物6,608㎡

(3) 工作物。

提案理由。

平成26年3月31日の閉校に伴い、大山小学校として使用していた土地・建物・工作物の用途を廃止し、当該財産を区長部局に引き渡す。

以上でございます。

内容については、担当の課長からご説明いたします。

新しい学校づくり担当課長

1枚お開きいただきたいんですけども、資料としまして「教育財産の用途廃止について」をつけさせていただいておりますが、財産の廃止でございますので、対象校、廃止する財産、廃止理由等、議案と同様となっております。

また、2枚目に参考で土地の地図と配置図をつけさせていただいております。

また、つけ加えさせていただくこととしましては、廃止後の利用ですが、引き続き、学校の暫定利用は継続させていただきます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
とりあえずは、平成28年末までは借地の部分もそのまま借地で使って、その後は未定ということですか。

新しい学校づくり担当課長 はい。

委員長 大山小学校は廃校になりましたので当然の措置だと思いますので、よろしいかと思いますが、特にご意見がなければ、お諮りいたします。
日程第五 議案第26号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 平成26年度教育予算の概要について

(庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成26年度教育予算の概要について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 それでは、こちらの黄色の冊子の資料をご覧ください。
「教育予算の概要」と書かれたこの黄色の冊子をご覧いただきたいと思います。
こちらの1ページをめくっていただきますと、こちらに、「いたばしの教育ビジョン」の概要、2ページ目に「いたばし学び支援プラン」の概要という形で、例年のとおり掲載させていただいております。
3ページ目に、このプランの中で、平成26年度、平成27年度における最重点として3点挙げて取り組むことを掲げたものを、5ページまで記載させていただいております。

その後、6ページ目以降に、予算の概要ということで提示させていただいておりますが、こちらの方は、当初予算の概要のところでご説明させていただいておりますので、この後ろの8ページ目、これ以降のところ、ポイントを絞りましたご説明させていただきたいと思います。

まず、8ページ目に、キャリア教育の充実ということで、(3)キャリア教育の充実の2つ目、これは職場見学・職場体験の充実。

ここの部分につきましては、関係団体との連携を図り、職場体験受入事業所の拡充と情報提供を行うとあります。

これは、平成26年度、本年度、法人会との協力関係を築きまして、取り組みを強化していく。各学校で、体験職場を探すことを掲げまして、負担軽減を図る、そういった取り組みをしまいたします。

それと、一番下のところの（７）不登校対策の推進ということで、国、都と比較いたしまして、板橋区の方で不登校が増えているという状況がございますので、この２点に対して取り組みを強化するものでございます。

不登校対策プロジェクトチーム。こちらは７８校園の全てで実施。それと、不登校改善重点校事業ということで、重点校２校を絞りまして、こちらで未然防止の実効ある取り組みの研究を実施して広めてまいるというものでございます。

９ページ目でございますが、（３）魅力あふれる質の高い授業の実現ということで、こちらは指導力向上特別研究指定校事業の実施ということで、教科センター方式、教科教室を活用した授業改善を進めるための研究校を、改築校を含めて中学校４校で実施していくというものでございます。

続きまして、１０ページ目に参りまして、重点４の（１）教育支援センターの整備・推進・開設というところでございます。

こちらは、教育の研究・研修事業に向けた準備、相談業務の移行準備、それにＩＣＴ関連の準備といったところを進めてまいります。

それと、このページでは最後のところに、（５）優れた実践例の発信ということで、教育支援センター研究事業の推進といったところにも取り組んでまいります。

１１ページ目でございますが、こちらには、重点６の（１）板橋区版放課後対策事業「新あいキッズ」の推進、こちらを挙げさせていただいております、板橋区版のあいキッズということで、新規実施校１０校とありますが、これにプラス１で舟渡小学校。これまでも、あいキッズを行っておりましたが、こちらを新しい新あいキッズに移行いたしまして、１１校によって実施していくというものでございます。

続きまして、１２ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらも、昨年度から推進してまいりました、魅力ある学校づくりプランの推進ということで、本年度につきましては、個別計画の作成、適正配置・適正規模と連動した整備順位の決定、改築・改修手法の決定といったところに取り組んでまいります。

次、（２）教育のＩＣＴ化推進ということで、校務支援システムの導入。こちらにつきましては、本年度に事業者選定、機器調達、仕様の調整から作成というところで、この校務支援システムについて本年度中に構築いたしまして、新年度から中学校で展開していくという内容でございます。

それと、もう一つ、学校ＩＣＴ化の推進ということで、小学校１校、中学校１校をモデル校に選定いたしまして、無線ＬＡＮの整備とタブレットＰＣ、デジタル教材を導入いたしまして、協同学習を実践していく。

それと、２つ目にタブレットＰＣ等、ＩＣＴ機器導入計画を策定いたしまして、導入準備を進めてまいります。

雑駁ですが、ポイントを絞って、本年度の事業ということでご説明させていただきました。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 学力向上支援事業のなかで、指導力向上特別研究指定校事業の実施ということで、今まで何年間にもわたって研究された学校が、今、成果を色々な学校に広めていく、大変いい取り組みだと思います。

それとまた、ICT化の件でも、実現に向けてすごくしっかりと準備ができているんだなというふうに感じました。

あと、アレルギー対策で、食器を全部色分けしていただくということで、より安全になるのかなと思いました。ネットパトロールは後で出てくるいじめのことに関しても、そういうところをしっかりと組みなさいというようなことが書かれていたと思うので、このネットパトロールについても予算化されてよかったのではないかなというように思います。

指導室長 指導力向上の指定の4校というのは、ちなみに、赤二中と中台中。中台中は工事がこれからですけれども、教科センター方式でやる学校。それと、板五中と向原中。これは小規模の学校ですけれども、実際には教科専用の教室を設けて実践している学校なので、この4校を拠点として、区内の中学校を4ブロックに分けて情報交換しながら、中学校全体の学力向上を上げていこうと、そういう取り組みでございます。

青木委員 全体的には非常によろしいかと思っておりますけれども、今、高野委員からもお話のあった、質の高い授業の実現のお話の、後の追跡調査というのはどういう計画をされているのかというのを伺いたいと思っています。

今、高等教育でも、色々と新しい取り組みが実践されており、我々も取組後の成果や追跡調査を、どれぐらい、要するに、良い影響があったかというのを公表する意味でも非常に大事で、実施後3年間や5年間といったように、成果報告に長い年月の追跡を設けているものや、多様な成果を求められているものが多いものですから、恐らく、社会に出て自立できることが最後のゴールになると思うのですけれども、例えば、これが大学入試の時点でははかれないじゃないですか。何か人間の資質の向上につながったということを手く指標として確立できるような仕組みというのをご提示いただけるといいかなと思います。

以上です。

指導室長 教育の成果は、なかなか測りにくいところではあるのですけれども、幾つかの指標が設けられるかと思っています。

1つは、学校ごとに学校長が数値的な目標を示しますので、それは子供の成果として、どれだけ数値化して現してくるかということで、1つの判断材料にはなるのかなと思います。その、子供の結果というのは、授業が改善されたことが要因としてあろうということが予想されるということがあります。

もう1つは、前にこの会議でお示した国の学力調査とか、区の学力調査で、色々な子供たちの将来像とか生活習慣とかの学力との相関の中に合わせて、子供たちの学力に対する取り組みの姿勢が変わったであるとか、家庭の意識が変わったであるとかというところが表れているかなど。

結果としては、子供の意識がどれだけ変わっていったかというところで推し量っていているところがあるかなというようには思っております。

青木委員　なかなか途中の部分というと、中等教育というのは難しいとは思いますが。高校までいくと、最後が、いわゆる経済産業省などが行っている、社会人としての力がどの程度あるかというようなことで、最近「就職偏差値」という言葉があるようです。

大学に出しても、違ったものが最終的には大事なんだというような話が、世間に出ていく上で非常に大事だというようなことで、その途中の段階でそういうものにつながっていく力というものが、どの程度養われているのかというような指標というか、考え方の確立が物すごく大事ではないかなど。

社会に出るための力というのが、学力ともう半分、あるいは、それ以上重要なファクターだというように社会でも言われていますので、その辺のところには1つ視点を置いて追跡調査などをしていただけると、すごくいいデータになるかなど。もし、意識していただければ、よろしく願いいたします。

指導室長　以前、この会でも何度か、学力テストの学力というのが、一部の学年の国語とか算数だけだという話で、それだけが学力ではない。

そこで言う学力は、板橋の子たちは若干弱いところもあって、それは何とかしないといけないと思っておりますが、逆に、自己肯定感とか未来像というのは非常に高い子たちなので、それを伸ばしていく中で、学力を身につけていきたいという方針です。

非常に、今回、学力の基本方針というものを出しましたけれども、例えば家庭学習を習慣づけるとか、授業中の規律を守るとかということを、平成26年に向かって徹底してやっていくという方針で考えているので、その成果もご報告したいなと思っております。

青木委員　よろしく申し上げます。

委員長　キャリア教育で学校の負担が非常に大きいというのは、各学校を回っているときにいつも聞いておりましたので、それを多少とも負担が軽減できるような形で配慮していただいたのは非常に結構ではないかと思っております。

あとは、財政的にも多少楽になってきたのではないかという部分もあって、建設事業費を除く部分では、最近では一番高い予算なので、事務局の皆さんには非常に頑張っていたなと思っております。

それでも、なかなかPTAの方に行くと、少ないと言われるのですけれども。

庶務課長 特に、普通建設事業費を除いた経費は11億円余り、8%ばかり伸ばしてはいるのですが、それでもまだ、学校にブラウン管テレビがあるような状況ですので、その辺のところは、やっぱり頑張っていないといけないなと思っております。

委員長 ほかにございますか。

それでは、何かありましたらまた、質問事項がありましたらメールでもお伺いしていただければいいかと思えます。

○報告事項

2. 人事情報（都費職員・平成26年3月分）

（指-1・指導室）

（区費職員・平成26年3月分）

（庶-2・庶務課）

委員長 では、報告2「人事情報」について。初めに都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長 それでは、資料「指-1」。人事情報でございます。

平成26年3月末の教職員数についてのご報告でございます。

最初に、（1）でございますけれども、3月31日現在の教職員数については、括弧内を含めまして1,836人。2月末からの変化はありません。

休職者の数が、全体として117名、括弧内ですけれども、2月から2名増となっております。

内容としましては、増要因が4名おりますが、育児休業に入った方が3人、それから病気休職になられた方が1人。合わせて4名。

減要因の方は、育児休業から職場に復帰された方がお2人ということで、都合2名の増でございます。

それから、（2）でございますけれども、これは例月では報告しておりませんが、3月31日の退職の数でございます。括弧内を含めまして、96名の方が3月31日をもってご退職されました。

続いて、裏面でございます。期限付任用教員でございます。これは2月末から変わっておりません。

3番目、非常勤職員についてですが、学習指導講師155名、以下、（5）日本語適応指導員まで、変化はございません。

なお、この資料にはありませんけれども、今年度、新規採用となった教員の数は54でございます。小学校35、中学校18、幼稚園1名の、54名です。

指導室からは、以上です。

庶務課長 それでは、区費職員の関係で、「庶-2」でございますが、本日机上に配付い

たしました資料の方でご説明させていただきます。

まず、1の、平成26年3月31日現在職員数とありますが、こちらは朝の段階ということで捉えていただきまして、増減のところでは、病気休職者が、4のところ「▲1」とあります。こちらが、3月12日付で復職することができましたので、1の病気休職については都合3名のみという形になります。

それと、(2)の3月31日付の退職ということで、正規職員が15名、再任用職員が5名、再雇用職員34名が退職ということになってございます。

裏面の非常勤職員について、増減はございません。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

特に3月末のデータということで、ほぼ変わりはないということによろしいかと思えます。

○報告事項

3. 退職学校医等への感謝状贈呈について

(学一1・学務課)

委員長 では、報告3「退職学校医等への感謝状贈呈について」、学務課長から報告願います。

学務課長 退職学校医等への感謝状贈呈について、ご報告申し上げます。

例年ご報告しているものでございますけれども、「板橋区学校保健事業にかか
る感謝状贈呈要綱」に基づきまして、平成25年度に退職された学校医、学校歯
科医、学校薬剤師、今回、5名の皆様に感謝状を贈呈するものでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

大山小学校の先生には、22年ないし16年お世話になりまして、ありがとうございました。

特にないのですけれども、これは特に勤続年数というのは関係なしに感謝状を贈られるということですか。

学務課長 要綱に基づき、審査会における審査がでございます。

委員長 よろしいですか。

(はい)

○報告事項

4. 平成26年度研修案内

委員長 では、報告４「平成２６年度研修案内」について、指導室長から報告願います。

指導室長 ステープラーどめになっております「研修案内」というものでございます。
指の番号を振っておらず、申しわけありません。

板橋区内の教員に課す研修の一覧ということで、教員一人一人に配布をしているものでございます。

２ページを見ていただきたいと思っておりますが、板橋区が目指す教師像ということで、この４点を挙げております。

ただ、この４点については、東京都の教師像で、東京都の教員であることより、東京都のものと一緒のものになっています。

私どもで、まずお願いしているのは、この２ページの右下にあります３つの◆、問題解決型の授業、それから協同学習の導入、指導と評価と支援の一体化の授業。この３つを柱として授業改善を進めてくださいということのお願いでございます。

具体的な研修内容につきましては、８ページ以降にお示ししていますが、９ページからは、それぞれの職に応じた研修ということで、基本的には全員がどこかに、自分の職に応じて研修をするというものでございます。

それから、１４ページからが、それぞれの教員が専門性を自分で高めるために研修するというものでございまして、特に教育支援センターが来年度できるので、前倒しした研修が、１４ページの下から２つ目に協働的な校内研修づくりのための研修。これは支援センター絡みで、今年度、新規で実施するものでございます。

それから、１６ページにあります授業におけるＩＣＴ活用研修。これも新規のものでございます。

１７ページにあります部活動指導者研修。体罰のことも含めまして、部活の指導者に対する研修を新たに設けました。

それから、その下にありますいじめ・不登校等対応実践研修についても新たに実施されるものでございます。

それから、２１ページになりますけれども、真ん中にありますコミュニケーション能力向上研修。子供同士のコミュニケーション能力が不足しているということから、新規にするものでございます。

その下にあります学校トラブル対応研修。様々な学校への苦情等について、どう対応すべきかという研修で、新規の項目になっております。

それから、最後のページですけれども、ＩＧＫという時間外の研修も今年度、引き続き実施しますが、教育委員の先生方にも講師としてお話しいただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお話ししたいと思います。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

非常にたくさんの研修のプログラムを用意いただいたと思って、結構ではないかと思っております。

ふれあい動物教室とか、こういうことまでやるのかなと思っています。

指導室長 うさぎとかモルモットとかを飼うときの方法とか、その処理の仕方とか、子供たちが、直接、ふん尿とかを扱わなければいけないことになるので、この研修を教員にして、子供たちに適正な指導を行うものです。

高野委員 昨年、IGKに参加させていただいて、お仕事が終わった後にもかかわらず大勢の先生が参加してくださって、皆さん、熱心に勉強してくださっているんだなというような印象を持ちました。

大体、いつもあのぐらいの先生方が参加されるのですか。

指導室長 内容にもよりけりですけれども、30名から、多ければ70、80ぐらいの場合もあります。

高野委員 熱心に勉強させていただいて、ありがとうございます。

委員長 IGKは、特にボランティアというか、自主的に参加される研修なので、熱心な先生が参加していただいているのではないかと考えております。

我々がやるのは5月30日ぐらいですか。一応、スケジュール的に。

指導室長 追ってご連絡させていただきたいと思います。早いうちに計画しますので。

青木委員 余り内容の話ではないのですが、理科実験の研修が19ページにあると思うんですけど、この辺は大体、内容として、教えている中に、実験系で高等教育でも難しいのが、よく化学物質の取り扱いをしまして、特に化学薬品の発火や爆発、硫化水素発生に対する安全対策の話とか、その後の処理の話ですとか、そういったものが結構重要視されますので、薬品の処理の仕方も、ああしなさい、こうしなさいと、大分、指導があるのですが、その辺のものも書いておいたらどうかというような。

指導室長 どういう実験をするかについては、今後の検討なのですが、先ほど持ってきましたように、教科書の中から、特に小学校は担任が全て実験しなければならないという条件がありまして、色々と、器材の準備、薬品の準備等の取り扱いが十分でない子供に危害が及ぶ危険があって、それらを中心に、必要な実験の研修を先にピックアップしていきながら、できるものからどんどんやっていく。

やる段に当たっては、ここにありますが、教育科学館という施設があって、あそこは専門のスタッフがおりますので、あそこの方との連携をとりながら、教員にそういうスキル、ノウハウを認識させていくということを考えています。

中学校についても、一応、対象にしていますが、中学校は、基本的には理科の専門の教員がやっていくというような考え方をしていますけれども、それでも、

取り扱いについて不十分な点があって、去年も、硫化水素の件で騒ぎになったこともありますので、そういったことも合わせての研修になると思います。

青木委員 学校の点検で回っていたときに、技術の部屋とか、一部、取り扱いがちょっとずさんだというようなところも目撃してきたものですから、その辺が気になっただけなので、よろしく願いいたします。

指導室長 はい。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 東京都板橋区いじめ防止対策に関する基本理念及び組織等に関する条例(案)について

(指-3・指導室)

委員長 では、報告5「東京都板橋区いじめ防止対策に関する基本理念及び組織等に関する条例(案)について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-3」でございます。

いじめ対策等につきましては、国の方で、法が昨年度に整理されまして、9月から既に施行されております。

国の方の基本方針も既に10月に出ておりまして、それらに基づいて、東京都の条例策定と、東京都基本方針が確定している方向でございますが、本区としましても条例と基本方針を策定するというので、基本方針の概略については以前お話ししたとおりですが、条例を6月の議会に向けてつくっていく方向で今検討しているところのご報告でございます。

条例の内容につきましては、2番にありますとおり、本区としては、いじめの未然防止が、まず第一。それから早期発見、そして早期対応と早期解決。これを柱としまして、基本理念、基本方針、対応の組織等について定めるとというのが条例の骨子でございます。

条例につきましては、後の方に、国の法と対応したものを載せさせていただきますので、そちらで説明しますが、最初に条例の目的、それから言葉の定義をした後で、区としての基本的な理念をこの3つに定めようと考えております。

また、(4)では、区の基本方針を策定しまして、(5)、(6)については、組織に関するものとしてお考えいただきたいと思っております。

施行につきましては、10月1日を目途に考えてございます。

スケジュールにつきましては、その資料にありますものを若干変更させていただきたいと思っておりますが、4月18日の文教児童委員会の報告というのは、こ

れは削除してください。パブリックコメントの前には、そういうことができないということがございますので。

それから、5月上旬につきましては条例審議会ということでございまして、その後、2回、説明会とパブリックコメント公表という、これも削除でお願いしたいと思っております。

6月の第2回定例会に向けまして審議を進めていきながら、6月議会で決定を見たいというところでございます。

具体的な内容につきましては、2枚目にありますこの資料をご覧いただきたいと思いますが、これは基本方針も同様のことでございますので、基本方針と書いてございますけれども、全体の構成としては、このような形になります。

まず、板橋区として、区民全体、社会全体でいじめをなくしていこうというものを大きなコンセプトとして考えていますので、右上にあります板橋区の中に、地域とか関係機関、あるいは保護者、そういったところを含めまして、子供たちを見守る大人たちの責任・意識改革ということを第一に挙げたいと考えています。

板橋区の中にも、板橋区いじめ問題対策連絡協議会、これを設置するというようにさせていただきます。これは条例で設置する。

板橋区教育委員会の事務局の中には、板橋区いじめ問題専門委員会、これは教育委員会の附属機関になります、これを設置することができるということになっていますので、区としては設置したいというように考えております。

また、板橋区立学校につきましては、学校の基本方針に基づいて、学校いじめ防止等対策委員会、これについては、国の法では必置の組織になっておりまして、学校の方に、つくるようにということをお願いしております。

それから、右にあります重大事態が発生した場合についての対処というのは別組織になります。

この重大事態というのは大きく2つに分かれておりまして、1つは、いじめによって子供の命にかかわるような状況になってしまった場合が、重大事態の1つ。

それから、もう1つは、いじめをされたことによって、長期にわたって学校に来ることができなくなったというような状況になってしまった、これを重大事態として考えます。

これが発生した場合は、各学校で調査組織を設けまして、改めて調査して、教育委員会の中の調査組織とともに、どのようなことが起きていたのかということについて調査することになります。

この調査結果は、板橋区の調査組織、これは正式には板橋区長の附属機関になる調査組織に報告することになります。

この区長の附属機関によって、教育委員会で調査をやり直し、再調査せよということになれば、再調査を教育委員会と学校で行うということになります。そういった組織についての条例も含めて、今回、条例で規定するものでございます。

最後でございますけれども、条例のおよその内容についてはここにありまして、先ほどお話しさせていただいたとおり、区民一丸となってということでございますので、区としての特徴は、2ページにあります、(3)園等はと

いうものがあります。

国の法では、就学前の組織については規定していませんが、つまり、学校だけなのですけれども、区としては幼稚園、あるいは保育園についても、そういったいじめの早期発見とか未然防止についての役割を担ってもらおうということで入れてあります。

また、(5)の保護者については、後で出てきますけれども、子供に対する親権を第一義的な責任者というところで、保護者の方についてもしっかりしていただきたいということで入れてあります。

(6)、(7)については、区民全体が、社会全体が子供のいじめに対して真摯に向き合っていくということで入れてあります。

これが区としての大きな特徴ということで挙げられるかなと思います。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

次長 条例案につきましては、ここは、あくまで事務局でつくったというものでございまして、今後、本区の担当と調整しまして、パブリックコメントを経て、最終的に教育委員会にお諮りして、区議会の方に上程していく。

その間に、区の条例審議会もチェック機関として入りますので、そこでご審議いただいて、固めていきたいと思っておりますので、現在、たたき台のたたき台ということになっています。

高野委員 今、次長のご説明をいただいて、板橋区としては、全区的に、みんなで取り組んでいくんだという姿勢が表れていて、学校だけとか、そういうところではなくて、大人みんなが、そういうものを見逃さないというような姿勢が出ていて、大変いいのではないかと思います。

委員長 でも、これは、あくまでも区立小・中学校・園に関することで、私立小・中学校や私立幼稚園は、この規定には入ってこないということ。

指導室長 はい。私立学校は、東京都知事の管轄下にありますので、私どもで規定することはできない仕組みになっています。

そうは言っても、板橋の子供でもございますし、保護者の方は板橋区にお住まいの方ももちろんいらっしゃるの、そこは区民という形で規定させていただいて、皆さんにいじめに向かい合っていただきたいというメッセージというものは入れてあります。

次長 私立の幼稚園・保育園については条例で規定するということはできないと考えておりまして、ただ、区として、区の責務として、いじめの未然防止のための働きかけということを行っていくというように考えておりますので、区で取り組ん

でいる内容については十分に周知して、私立の保育園、幼稚園でも同様のことをやっていたきたいという働きかけを行っていきたいと思っています。

委員長 よろしいでしょうか。多分、また、ご意見などありましたら、メール等でお知らせいただければよろしいかと思えます。

○報告事項

6. 平成26年度板橋区教育委員会教育研究奨励校等一覧

(指-4・指導室)

委員長 では、報告6「平成26年度板橋区教育委員会教育研究奨励校等一覧」について、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-4」でございます。

平成26年度の研究奨励校、そのほか色々研究を先進的にやっていただく学校の一覧でございます。

まず、1番ですが、平成26年度と27年度の2年間にわたりまして研究していただく4校がここに載っております。この4校につきましては、来年度、研究発表するというようになっております。また、日程については、決まりましたら、来年度、お知らせしたいと思います。

2番にありますものは、昨年度から2年間にわたって実証実験をしていただいている学校でございます。これについては、発表日が確定しておりますので、お時間がありましたら、是非お出かけいただきたいというように思っております。

1ページ目の裏面でございます。

これは、1年間だけの指定の学校で、研究校というように分けております。

この学校数につきましては、昨年度と変更しまして、より多くの学校が少しずつでも研究指定を受けられるようにということで、10校ということに増やさせていただいております。

この学校の中でも、研究発表する可能性の学校もありますので、ありましたら、またご連絡したいと思います。

2枚目の上でございます。先ほどお話しした指導力向上研究推進校は、この4校でございます。

中台中学校だけ別の枠で書いてございますが、これは福井大学との連携を中台中が継続して、これまで赤二中でやっていたものを継続して行いますので、別立てになっております。

5番のICT授業の研究実証実験校は、教育支援センター絡みのものでございまして、各小・中学校にどのようなICT機器を入れて、どのようなICTを使った授業をしていくかということについて、先進的に研究していただきます。

この2校については、全ての教室に電子黒板とプロジェクターが備わっているということで、先進的に実験していただくものでございます。

授業公開の日が決まっておりますので、もしお時間がありましたらお出かけく

ださい。

6番は、アドバンススクールでございまして、区としての指定というわけではございませんけれども、色々なところから指定を受けている学校について「アドバンススクール」という冠を区としてつけさせていただいているものでございます。

上四小につきましては、昨年度、中間発表しましたけれども、今年度は本発表の2年目ということです。

7番目の、これは東京都の指定でございましてけれども、理数フロンティア校。いずれも2年目の指定となっております。研究発表する可能性も今後ありますので、またご連絡いたします。

2枚目の裏面ですが、同じく東京都の指定を受けている人権尊重教育推進校。蓮根小学校で指定を受けております。これは2年間指定でございまして。来年度、研究発表の予定です。

平成26年度のオリンピック教育推進校は、3校が指定を受けましたので、この3校について掲載しております。昨年度まで「スポーツ教育推進校」という名称でございましたけれども、2020年度の東京オリンピック・パラリンピック開催が決まりまして、名称が変更になって、少し研究内容もオリンピック競技に特化したものを含めて研究するというようになっております。

これ以外に、今は決まっておりますが、文部科学省の指定校というものが入る可能性がございます。エントリーはしていますけれども正式な認可はまだおりておりませんので、また、それが決まりましたらお伝えしようと思っております。以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

多くの学校で授業研究に取り組んでいただいているのは大変結構なことだと思います。

ただ、学校に伺いますと、研究指定校を受けたいんだけど、なかなか厳しくて受けられないんだというご意見もありましたので、是非、その辺の枠も広げていただけるとよろしいかなと思っております。

よろしいですか。

(はい)

○報告事項

7. 平成25年度板橋区立学校園での交通事故発生件数一覧

(指-5・指導室)

委員長 続きまして、報告7「平成25年度板橋区立学校園での交通事故発生件数一覧」について、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-5」でございまして。

交通事故につきましては、昨年度1年間のまとめということで、ご報告させてい

ただきたいと思います。

上の方の表にありますのは月ごとの集計でございますけれども、その下の小さくなっているのが年度のまとめでございます。全体のまとめとして87件の交通事故が発生しております。そのうち小学校は74件、中学校が13件となっております。

また、87件のうち43件、半数が自転車による事故ということでございまして、これは放課後であるとか、休日、学校が休みの日の事故でございます。

登下校中については24件でございます。前回のおよそ4分の1が登下校中に何らかの事故になっております。逆に考えれば、4分の3が放課後と休日、夏休み等ということになろうかというように思っております。

裏面でございますが、詳しいものをグラフ化したものでございます。

月別に分けてみますと、6月、9月、10月、12月が多いということになっておりまして、理由はよく分からないのですが、9月、10月は、だんだん夕暮れになっていくと、ついつい自転車等という話、スピードを出し過ぎるといふか、錯覚に陥りやすいというような傾向があると言われております。

それから、真ん中ですが、発生の時刻別です。午前8時が多いのは、これは登下校中のことでございます。それから、14時、15時あたりは下校中と考えていただきたいと思いますが、16時、17時が、これが放課後の時間帯に当たります。

それから、最後、学年別の発生状況ですが、小学校の2年生がなぜか多いのですけれども、1年生のときに徹底的に指導を受けて、2年生になってちょっと気が緩むのかなというように分析していますが、それにしても、1、2、3年生で44件なので、約半分になっております。

こういったことから考えますと、学校に注意するポイントは、明日の校長会でも話しますが、登下校時の注意喚起はもちろんのこと、放課後の午後4時から6時の間の自転車、これについては家庭の協力も含めて、もう一度徹底する必要があるかなというように思います。

特に低学年、あるいは3年生ぐらいまでの男子に多いという傾向も実はございますので、これは明日の校長会で徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

2年生が多いというのは、最近、色々な事故の報告のときも2年生が多いので、確かにこのグラフで見るとそのとおりです。

ただ、登校よりも下校の状況を時々見かけたりしますけれども、急に、歩いていて横にそれたり、ふざけ合ったりで、確かに事故になりかねないなと思えるところは、多々、ないことはないのですけれども、歩道と車道のはっきり分かれていないところでは注意して通らなければいけないということを徹底していかなければいけないのではないかなというように思います。

自分が小学校2年生のころは、道路に車が通ってなかったのでそういう心配は

なかったですけれども、今は違うので。

指導室長 とにかく10月には教育長からのメッセージということで、その前の年度に亡くなられたお子さんが2名おりましたので、「大人の方もルールを守って、子供の範を示しましょう」というようなメッセージを出しておりますので、それも学校を通じてやっていきたいと思います。

委員長 事故がなくなれば、よろしいかと思えます。

○報告事項

8. 平成25年度START相談等受付件数

(指-6・指導室)

委員長 では、報告8「平成25年度START相談等受付件数」について、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-6」でございまして、横版になってございます。

STARTの学校緊急対応支援チーム。学校に対する苦情とかご相談を一手に引き受けるセクションでございまして、なかなか学校には直接言いにくいのでということでご相談を受けるケースがどのぐらいあったかということでございます。

全体の件数としましては、延べになりますけれども、1,451件程度でございまして、前年が1,102件ですので、350件近く、ご相談、苦情等が増えたということになっております。

色々なご相談をいただく中で、事件とか事故のことについてのご相談のほか、苦情等、それから学校の対応がよくないということが多々ございます。

「いじめを受けてしまっているんですけれども、どうしたらいいですか」というご相談や、「いじめを受けた後、学校に言ったんだけど、きちんと解決してくれない」という苦情に至るまで、様々なものがございます。

これらのものにつきましては、今年度はSTARTの職員を1人増やしまして、5名の体制で、各学校で対応していくということで、保護者の方、地域の方々には、安心して子供たちを学校に通わせられるようにということで、入れさせていたいただきたいというように思っております。

こういった情報提供を事前にいただくのはSTARTとしては大変ありがたいことで、学校とのパイプ役としてかなりSTARTは機能しておりますので、そういったこともあわせて、今後、周知していきたいというように思っております。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 昨年度と今年度の統計を見て、倍増しているのが情報提供の数字になっているのですが、これは具体的にどういうものがあるのかというのは分かりますか。

指導室長 情報提供の内容は、最後のページに具体的なものがあります。
比較的多いものは、直接保護者の方からいただくケースももちろんありますし、地域の方からもありますけれども、学校がこういう相談を受けて、保護者の方が余りご理解いただけないでお帰りになってしまった場合に、「教育委員会に電話する」というような形で一回話し合いが決裂するケースがあります。
それを前もって学校から頂戴して、「教育委員会はこういうことがあるのを知っているのか」と批判されたときに、「学校から報告を受けておりますので」と、それに対応できるというケースが比較的増えているというふうにご理解いただければと思います。

青木委員 ありがとうございます。

高野委員 教育相談内容別集計表で、不登校がたしかに、全体の数字では、それほど多くはないのですが、29件から46件に不登校が増えているようですが、その辺はいかがですか。

指導室長 増えた要因は何とも分からないのですが、「子供が学校に行きたくないとやっているの、どうしたらいいか」というご相談も、結構、最近はございます。
ですので、本当に何十日も休んでいるという状況ではない場合も、この中には含んでおります。
休みが長くなったケースのときには、教育相談所の臨床心理士であるとか、それこそ、フレンドセンターという施設もありますよということもご案内させていただいております。

委員長 昨年度は1,451件の相談があつて、ほぼ解決するか、相談された方は納得されていると見てよろしいのでしょうか。

指導室長 ほぼ解決していると考えております。
中には、「ありがとうございました」と、わざわざこちらの窓口に来ていただいて、「子供が学校に通えるようになりました」とか、「いじめが解決して、楽しく学校に行っています」というお声をいただいたり、お手紙をいただいたりしていますので、成果は上がっているのではないかと思います。

委員長 実際に担当されている先生方には非常にご苦労だとは思いますが、効果が出てくることで、非常に結構ではないかと思います。

○報告事項

9. その他

委員長 それでは、その他、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありま

せんか。

学校地域連携担当課長

では、私の方から1点。お手元の資料にございますように、新あいキッズ実施状況について、ご報告を申し上げたいと思います。

この平成26年4月から、新あいキッズ制度が区内11の小学校で始まりました。

4月4日現在の登録者数です。

1番については学年別登録者数、及び2番については種別登録者数ということで、午後5時までのさんさんタイムの登録者数、それと、午後5時以降のきらきらタイムの登録者数をお知らせいたします。

また、こちらの方の数字につきましては、特に新1年生の就労等の要件のないご家庭には、入学式のときに利用案内等をお配りさせていただいて登録していくところがございますので、今後増えていくものがございます。

また、4月末現在の数字を改めてご報告を申し上げてまいります。

私の方も、実際に現場を回らせていただいて、これまで一般登録と学童クラブ登録と2つの区分があったところが一体化により一緒に活動できるということで、子供たちも喜んでいるというようなお話を伺ったり、一方で、子供たちにとっては適切に活動できているのかなと、現状、概ね上手くいっているように感じているところがございます。

ただ、新しい制度というところもありますので、今後、巡回指導員、あるいはエリアマネージャーが現場に趣いて、モニタリング等々を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

委員長

質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員

新あいキッズが始まった学校の校庭がよく見えるのですけれども、春休み中から、今までになく、子供たちが校庭ですごく元気に遊んでいるので、よかったなと思っています。

もう1つ、これは聞かれたことなのですが、今度、校庭の使い方などでルールが変わって、今まで春休み中は校庭が開放されていまして、一般の方が行ったところ、これからは、あいキッズがこのまま使うんですよという話があったみたいなんですけれども、それが一般の方には周知されていなくて、ご質問をいただいたんです。

ですから、今までと使い方が変わってきている点などを、学校だよりとか、そういうものを通して色々と地域の方にもご理解いただけるようにしていただけると、さらによくなるのかなというように思っております。

学校地域連携担当課長

分かりました。新制度について、それに付随する事項についても、広く皆様にお知らせしてまいりたいと思います。

委員長 まだ始まったばかりですけれども、もう少し経ちましたら、以前のように、我々も、また現場を視察できるチャンスをつくっていただけるとよろしいかと思えますので、よろしく願いいたします。

学校地域連携担当課長 承知いたしました。

委員長 ほかにございますか。

学務課長 学務課から、平成26年度の区立小・中学校の児童・生徒数学級編成状況について、ご説明させていただきます。

数値につきましては、4月7日現在で集計した速報値で、現在、学校に再度の確認をしております。今後、若干動く可能性がありますので、ご了承ください。

全体状況につきましては、5月の教育委員会で改めてご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、状況についてご説明を申し上げます。

まず、小学校でございます。

1枚目の裏面、合計欄のところをご覧ください。

通常学級の学級数につきましては、708、児童数が2万1,548人となっております。

特別支援学級の固定級につきましては、学級数30、児童数200人となっております。

それから、規模でございますけれども、小学校につきましては、大きな規模の学校といたしましては、番号で言うと、7番の志村第六小学校が778人で一番大きくなっております。

続いて、43番の北野小が773人。続いて、35番の桜川小が717人といったような状況になっております。

逆に、小さい規模の学校でございますが、26番の板橋第九小が88人、4番の志村第三小が121人、25番の板橋第八小が139人といったような状況になっております。

続きまして、中学校の状況についてご説明します。

3枚目の資料をご覧ください。

中学校の通常学級の学級数につきましては、こちらも合計の欄を見ていただきますと、270でございます。生徒数については9,262人となっております。

特別支援学級の固定級については、学級数23、生徒数158人となっております。

それから、規模でございますけれども、大きな規模の学校といたしましては、18番の赤塚一中が740人、20番の赤三中が644人、6番の志一中が643人ということでございます。

小規模の学校といたしましては、17番の向原中が57人、4番、板五中が9

1人といったような状況になっています。

あと、区立幼稚園でございますけれども、園児数につきましては、本日、資料を用意しておりませんが、高島幼稚園につきましては89人、新河岸幼稚園につきましては17人。これは4月1日現在の数字でございますが、こういったような状況になっております。

以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

大規模のところと小規模のところと、本当に、差があるのは従前どおりとは思いますが、多いところは多いですね。

それと、大山小の支援学級が板七小に移りましたけれども、特に、今のところは順調に進んでいるのでしょうか。

学務課長 順調であると認識しています。

委員長 よろしいですか。

(はい)

委員長 では、ほかに報告事項はございますか。

なければ、先ほど申し上げましたように、日程第三 議案第24号については、非公開として審議いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたします。

○議事

日程第三 議案第24号 平成26年度教科用図書審議会委員の任命について
(指導室)

(非公開)

委員長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 25分 閉会